

津市上下水道事業公告第4号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和5年2月6日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和4年度水工補第2号
産品及び片田志袋町地内配水管布設工事
- (2) 工事場所 津市産品及び片田志袋町地内
- (3) 工事概要 管挿入工 DIPφ900mm 182.6m
配水管布設工 DIPφ900mm 66.1m
配水管布設工 DIPφ800mm 5.1m
配水管布設工 DIPφ600mm 3.4m
バタフライ弁設置工 φ900mm 1箇所
空気弁設置工 100A 2箇所
- (4) 工期 契約締結日から令和6年1月31日まで
- (5) 予定価格 159,920,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者

を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登録されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 土木一式（配水管工事）に係る格付区分がA1の者
- (9) 本工事に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項ただし書に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）
- (10) 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できること。（上下水道事業局が指定する講習会等とは、口径500mm以上の配水管布設工事等については、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会大口径管、一般社団法人日本ダクトイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径500mm以上）をいい、口径450mm以下の配水管布設工事等については、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクトイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいいます。ひとつの工事で口径500mm以上と口径450mm以下がある場合は、それぞれの講習会等の修了等が必要です。）
- (11) 上記(9)及び(10)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和5年2月6日（月）から同月17日（金）まで
- (2) 配付場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当又は津市ホ

ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間 令和5年2月6日（月）から同月17日（金）
午後5時まで

イ 提出場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 土木工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 耐震継手講習会等（口径500mm以上及び口径450mm以下）修了証等の写し

カ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

キ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

ク 施工計画書

ケ 宣誓書

- (3) 入札参加資格の審査結果については、令和5年2月27日（月）までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 令和5年2月6日（月）から同年3月10日（金）まで

イ 閲覧場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当及び津市
ホームページ「入札・契約」

(2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市一志町井関96番地1

創作工房ネオ（電話 059-293-6100）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和5年2月10日（金）正午までに指定の質問書により
FAX又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契
約財産担当に提出してください。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、
必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和5年2月15日（水）までに津市ホームページ「入
札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認
めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してく
ださい。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和5年2月21日（火）正午までに指定の質問書により
FAX又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契
約財産担当に提出してください。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、
必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和5年2月28日（火）までに津市ホームページ「入
札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は
認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出し
てください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限
ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれか
の方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から令和5年3月10日（金）までに日本郵便株
式会社津中央郵便局（以下「津中央郵便局」といいます。）必着とします。

ただし、津中央郵便局が、令和5年3月10日（金）のゆうゆう窓口
営業時間のいずれかの時間帯に窓口業務を休止した場合に限り、同月
11日（土）までに津中央郵便局に到着したものを有効とします。

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市上下水道

管理局 上下水道管理課宛

8 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和 5 年 3 月 1 4 日（火）午前 9 時 0 0 分から
- (2) 場所 津市上下水道庁舎 2 階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」といいます。）第 2 7 条第 1 項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提出することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第 2 8 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第 2 号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人 2 者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し 2 以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。

- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分 3 箇所封印をしてください。

- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 無
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。
- なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
- (6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (8) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (10) 本件工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第4条第2項に規定する労働報酬下限額を検討するための対象案件です。
- 労働環境の確保に係る誓約事項及び令和4年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市殿村5番地 津市上下水道庁舎2階

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

電話番号 059-237-5803

FAX 059-237-5819